

# 社会福祉法人こまくさ苑

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人こまくさ苑（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長とは、理事のうち社会福祉法（以下「法」という。）第45条の17第1項に規定する法人の代表権を有する理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、理事長以外の者をいう。
- (4) 報酬は、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 理事長    | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員    | 報酬 |

### (報酬等の算定方法)

第4条 理事長、非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 理事長に対する報酬の額は別表第1に定める額
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 理事長に対する報酬は、毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第3条の規程に準じて支給)

(2) 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金や積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

2 この規程は、令和2年9月1日より一部改正して施行する。

別表第1（理事長（非常勤）の報酬）

	報酬の額
理事長理事会等会議への出席、法人・施設業務のための出勤を含む	月額 200,000 円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円

（2）監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円

別表第3（評議員の報酬）

	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円

※報酬支給基準

1. 別表第2及び第3の報酬の額は、拘束時間が4時間以上の場合は全額、4時間未満の場合は半額とする。
2. 監事が公認会計士等有資格者の場合は、職歴等を勘案して理事長が別に決定する。